

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

組織変更したときの事業年度

Q：当社は資本金200万円の有限会社です。最低資本金制度の300万円まで増資を考えていましたが、会社の規模も大きくなってきたので、いっそのこと資本金を1千万円にして株式会社に組織変更したいと思えます。会社が組織変更したとき、その事業年度はどのように取り扱われますか。

A：法人の事業年度は、組織変更によって区分されることなく継続することになっています。

【解説】会社が組織変更すると、変更前の会社は解散し、変更後の会社は設立されますが、実質的には、変更後も変更前も会社の同一性はなんら変わっていません。

税務上は、このような場合、解散、設立がなかったものとして一つの会社として申告することができることになっています。

事業年度は、組織変更によって打ち切られることなく、組織変更前の法人の事業年度がそのまま組織変更後の法人の事業年度となります。よって、清算所得の課税もありません。

もっとも、組織変更前の法人の事業年度と組織変更後の法人の事業年度が異なる場合は、事業年度の変更があったものとして取り扱われます。

組織変更をしたり、資本金の金額の増減、事業年度の変更などがあったときは、税務署、府県税事務所、市（区）役所に異動届を提出してください。

